

告知日：令和8年1月30日

授業料分納申請者 各位

大阪大学総長

令和7年度後期(10月～3月)分授業料分納申請者の方へ(通知)

授業料分納について、別紙4のとおり決定しましたので、通知します。

記

授業料 分納 判定結果	決定内容	授業料納入方法	
		口座振替 手続きをしている場合	口座振替の 手続きをしていない場合
分納可	後期分授業料の 分納を 許可します。	大学より本人宛に振替通知書を郵 送しますので、授業料相当額の半額 を令和8年2月26日(木)までに振 替登録口座に用意してください。 また、残り半額は、本学より本人宛に 振込依頼書を郵送しますので、 令和8年3月23日(月)までに、ま でに本学指定口座へ振り込んでく ださい。	大学より本人宛に振込依頼書を郵 送しますので、 授業料相当額の半額を 令和8年2月26日(木)までに、 また、残り半額を 令和8年3月23日(月)までに、本 学指定口座へ振り込んでください。
不許可	後期分授業料の 分納を 不許可とします。	大学より本人宛に振替通知書を郵 送しますので、授業料相当額を 令和8年2月26日(木)までに、振 替登録口座に用意してください。	大学より本人宛に振込依頼書を郵 送しますので、授業料相当額を 令和8年2月26日(木)までに、本 学指定口座へ振り込んでください。

※不許可者の通知は行いません。

※3月卒業・修了者は、早期の授業料納入を要するため、別途所属部局から別の支払期限を指定される
場合があります。

＜分納 許可者一覧＞

別紙4

※最終判定結果が「不許可」の申請者については、受付番号の掲示を行いません。

学部名	阪大受付番号	学部名	阪大受付番号	学部名	阪大受付番号
工学研究科	2545				
高等司法研究科	2803				
人文学研究科	3117				